



亀山地域産業活性化基本計画の策定について

亀山市は、このたび、三重県との共同により、企業立地促進法に基づく亀山地域の産業活性化基本計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、昨年度より、大学・研究機関、商工団体、金融機関などで構成する亀山地域産業活性化協議会において協議を重ね、国の関係省庁との協議を経て、11月1日付けで経済産業大臣等に同意されたところです。

この計画は、地域の特色を活かした産業集積の形成や既存事業者の事業高度化による地域産業の活性化を目的としたものであり、当市が集積を目指す業種や区域、成果目標や目標達成に向けた事業環境整備などについて記したもので、今後、5年以内に、5件の新規立地等の目標値も掲げており、産業団地の整備、人材育成支援、技術支援等といった事業環境整備を三重県や支援機関と連携のもと、その達成に向け、進めてまいります。